

平成20年 6月27日

各市町村介護保険主管課長 殿

神奈川県保健福祉部高齢福祉課長
(公印省略)

介護関係事業者等の車両における駐車許可申請に係る留意事項について
(通知)

このことについて、既に、ご案内しておりますとおり、神奈川県警察本部による、駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しが行われ、介護保険事業者等の保有する福祉車両は平成19年9月1日から駐車許可除外の対象からはずれ、すべての車両が駐車許可の対象となっております。

貴市町村にあっては、管内の介護保険事業者に対し、駐車許可の周知徹底を図っていただいているところですが、今般、別紙のとおり、駐車許可申請時の留意事項を作成しましたので、通知します。

なお、管内各介護保険事業者等に対し、周知の程ご協力をお願いします。

問い合わせ先

介護保険調整班 田中

電話 045(210)4835

E-メール tanaka.bmfg@pref.kanagawa.jp